



行政評価で事業を見直しています

市では、限られた財源の中で効率的な行政運営や市民サービスの向上を図るため、行政評価を行い、事務事業などの改善や予算編成に反映しています。

- 30年度予算への反映状況: ●見直した主な事業…公有財産の有効活用事業など ●予算(一般財源)影響額…2,555万7,000円

☎ 行政改革推進室(☎537-5718)

開発建築指導課からのお知らせ(☎537-5635)

◎木造建築物の耐震化や防災ベッドなどの設置にかかる費用の一部を補助します

- 対象:昭和56年以前に建築された木造建築物の耐震診断・耐震改修、防災ベッド・耐震シェルターの設置
- 補助額:費用の3分の2(木造住宅の耐震診断は、その費用に相当する額) ※上限あり
- 申請期限:12月21日(金)

◎吹き付けアスベストなどの分析・除去等の費用の一部を補助します

- 対象者:建築物所有者または管理者
- 対象建築物:①分析…吹き付けアスベストなどが施工されているおそれのある民間建築物 ②除去等…吹き付けアスベストなどが施工されている民間建築物
- 補助額:①分析調査に要する費用に相当する額(上限25万円) ②除去等に要する費用の3分の2以内(上限120万円)
- 申請期限:12月21日(金)

◎危険なブロック塀などの除却に対する費用の一部を補助します

- 対象:道路に面している高さ1m以上のブロック塀(ひび割れまたは傾きがあるもの)など
- 補助額:除却に係る費用の2分の1(上限7万円)
- 申請期限:31年1月25日(金)
- その他・☎ 補助には条件があり、予算に達し次第終了します。工事などの前に、必ず同課(本庁舎7階)へお問い合わせください。



廃棄物対策課からのお知らせ(☎537-7953)

◎産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の提出を

産業廃棄物管理票交付者は、管理票に関する報告書の提出義務があります。29年度実績は6月29日(金)までに提出してください(電子マニフェストを利用した場合は除く)。

◎ポリ塩化ビフェニル(PCB)の保管状況等の届け出を

ポリ塩化ビフェニルを含む電気機器を保管・所有している事業者は、PCB廃棄物などの保管および処分状況の届出義務があります。29年度実績は6月29日(金)までに届出書を提出してください。また、高濃度変圧器、コンデンサーについては期限内に処分をお願いします。

児童手当の受給者は現況届の提出をお早めに

児童手当の受給者へ現況届を6月初旬に送付します。6月1日現在の状況を記入し、7月2日(月)までに提出してください。 ※該当者で届いていない人はご連絡ください。

提出のない場合は、6月分以降(10月振込分)の手当が支給できませんのでご注意ください。

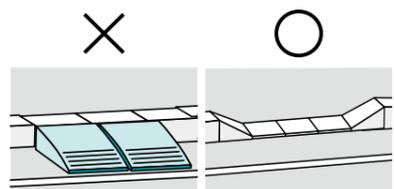
☎ 子育て支援課(☎537-5793)

道路上に乗り入れブロックを置かないでください

車の出入りのために、乗り入れブロックや鉄板などを道路に置くと、歩行者やバイク、自転車が転倒することがあります。また、雨水の流れを止め、冠水の原因となることがあります。道路上に乗り入れブロックなどを設置しないでください。

☎ 土木管理課(☎537-5992)

※なお、歩道の切り下げが必要な場合は、自己負担で工事を行うことができます。詳しくは、道路維持課(☎537-5674)へ。



お知らせ

市税の証明・閲覧申請手続き

市税・資産に関する証明や閲覧請求の際には、請求者の本人確認を行います。6月8日(金)からは、証明窓口が混雑しますので、時間に余裕をもって来庁してください。申請の際は、次のものをお持ちください。

- 個人名義の証明・閲覧: ●本人が申請…運転免許証や健康保険証など ●本人以外が申請…窓口に来る人の運転免許証や健康保険証など、本人の印鑑を押印した委任状
- 法人名義の証明・閲覧: ●代表者が申請…代表者の運転免許証や健康保険証など、法人印(会社名の入った代表者印) ●代表者以外が申請…窓口に来る人の運転免許証や健康保険証など、法人印を押印した委任状

☎ 税制課(☎537-5673)

「1%応援事業」応援届出を受け付けます

応援したい市民活動団体を選んで市に届け出ることで、あなたが納めた個人市民税の1%相当額が、その団体に活動補助金として交付されます。

- 対象:18歳以上の市民および18歳未満で前年度の個人市民税納税者
- 受付期間:6月1日(金)~7月31日(火)
- 応援対象事業・届出方法:市民協働推進課(本庁舎2階)、各支所、各地区公民館、ライフパルで配布する「応援届出特集号」(市ホームページでダウンロードも可)をご覧ください。

☎ 市民協働推進課(☎537-7251)

2019年度から使用される教科書見本を展示します

◎特設展示

- 期間:6月15日(金)~28日(木) 午前9時~午後5時(土・日曜日を除く)
- 場所:市教育センター2階 資料閲覧室(碩田町三丁目)

◎常設展示

- 期間:6月15日(金)から 午前9時~午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
 - 場所:学校教育課(第2庁舎4階)
- ☎ 学校教育課(☎537-5648)

長寿福祉課からのお知らせ

明るく安心して 生きがいのある生活を送るために

介護保険料決定通知書を送付します

☎ 長寿福祉課(介護保険料担当班) ☎537-5741

65歳以上の人に30年度介護保険料決定通知書を6月中旬に送付します。納付書または通知書が入っていますので、届いたら内容をご確認ください。

- 普通徴収の人
1年分の納付書または口座振替通知書を送付します。口座振替を新たに希望する人は、同封の口座振替依頼書をご利用ください。
- 特別徴収(公的年金から天引き)の人
特別徴収通知書を送付します。

65歳以上の人介護保険料額

介護保険料は、前年中の本人の所得や世帯の市民税課税状況などに応じて12段階に分かれます。保険料算定の基準となる日は、4月1日です。介護保険料は、3年度ごとに改定が行われています。今回、**保険料額に変更はありませんが、保険料の算定基準が一部変わりました。**

改正点1 第7~9段階の対象者の合計所得金額の範囲

	改正前(2015~2017年度)	改正後(2018~2020年度)
第7段階	120万円以上190万円未満	▶ 120万円以上 200万円 未満
第8段階	190万円以上290万円未満	▶ 200万円 以上 300万円 未満
第9段階	290万円以上400万円未満	▶ 300万円 以上400万円未満

改正点2 合計所得金額の算定方法

- 土地・建物等の譲渡所得がある場合は特別控除後で算定(改定前は特別控除前で算定)
- 第1~5段階の人は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除

詳しくは、送付する決定通知書をご覧ください。

介護保険負担限度額認定申請を受け付けます ☎ 長寿福祉課(介護給付担当班) ☎537-5742

次の要件にすべて当てはまる人は、介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

- 生活保護受給者または市民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)
- 預貯金が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

現在、交付している認定証の期限は**7月31日(火)**です。引き続き認定を受ける場合は、改めて申請が必要です。

介護保険料の減免制度をご存知ですか

災害など特別な事情で納付が困難な場合や、収入が少なく生活が著しく困窮している人には介護保険料の減免制度を設けています。詳しくは、お問い合わせください。

対象

- 被保険者本人、またはその世帯の生計を主として維持する人が震災、風水害、火災などの災害により住宅、家財などに著しい被害を受けた人
- 世帯の生計を主として維持する人が、長期の入院や事業の廃止、失業、農作物の不作などの理由により収入が著しく減少し、保険料の納付が困難と認められる人
- 保険料の区分が第1~3段階の人および第4・5段階で生活実態が第1~3段階に相当すると認められる人のうち、収入が少なく生活が著しく困窮しており、下記の要件①~④のすべてに該当する人

- ①世帯全員の合計年収が市の定める収入基準以下
- ②市民税課税者と生計を一にしていない(市民税課税者の被扶養者になっていない)
- ③資産などを活用しても生活が困窮している
- ④世帯全員の預貯金の合計額が150万円以下

更新申請は6月20日(水)から

申請は長寿福祉課(本庁舎1階 ⑭番窓口)、東部・西部保健福祉センター、各支所で受け付けます。介護保険被保険者証、本人および配偶者の印鑑、本人および配偶者の預貯金などの確認ができるものを持参してください。なお、申請時には、遺族年金・障害年金などの非課税年金の受給の有無も窓口で確認させていただきます。